

第2回プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会

日時:令和 6 年 5 月 15 日(水) 15 時 00 分~17 時 00 分

場所:TKP エルガーラ7F 会議室2

会 議 次 第

1 開会

2 会議を非公開とすること

資料1

3 議題

(1) プラスチック資源の再商品化業務委託の事業者公募における提案評価について

資料2

4 閉会

<参考資料>

・プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会に関する要綱

参考1

・委員名簿

参考2

・公募要項

参考3

・評価基準

参考4

・委託仕様書(案)

参考5

プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会(第2回)を 非公開とすることについて

1 第2回検討委員会の協議内容

プラスチック資源の再商品化業務委託の事業者公募における提案評価について

2 公開・非公開の別

非公開

3 非公開の理由

本検討委員会においては、プラスチックの再商品化事業者等の公募について専門的見地から意見を聴取することとしているが、公になることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあることから、福岡市情報公開条例第7条第1項第4号に基づく非公開情報に該当するため、同条例第38条に基づき、会議を非公開とするもの。

4 根拠規定

○福岡市情報公開条例

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1）～（3）（略）

（4）市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

（5）～（6）（略）

第38条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

5 議事録について

適正な審査に支障がないものについて、公開とする。

プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、プラスチックの再商品化事業者等を公募するにあたって、委員から意見を聴取し、安定的かつ効率的なリサイクル体制を確立するために設置するプラスチック再商品化事業者等公募検討委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 市長は、次に掲げる事項について、委員から技術的な助言等の意見を聴取する。

- (1) プラスチックの再商品化事業者等の公募における評価方法等の検討に関すること
- (2) プラスチックの再商品化事業者等の公募における評価に関すること
- (3) その他事業に関し必要な事項の検討に関すること

(委員)

第3条 委員は学識経験者等の中から選任し、市長が委嘱する。

2 委員の数は、5人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行日からプラスチックの再商品化等の事業者公募における優先交渉権者を選定する日までとする。

(会長)

第5条 委員会では、委員の互選により、会長を選任する。

- 2 会長は委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 市長は、委員の意見聴取を行うため、委員会を開催することができる。

- 2 市長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又はその意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(情報公開)

第8条 委員会は原則として公開とする。ただし、委員会において意見を聴取する内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき、または、公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りで無い。

- 2 公開による委員会の会議は、市長の許可を得て、これを傍聴することができる。
- 3 委員会の会議に係る傍聴の手続等については、市長が定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、環境局循環型社会推進部に置く。

2 事務局長は、福岡市環境局計画課長をもって充てる。

3 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年2月21日から施行する。

プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	専 門
こ いで ひで お 小 出 秀 雄	西南学院大学 経済学部 教授	環境経済学
ご とう あきら 後 藤 明	株式会社日本政策投資銀行 九州支店 企画調査課長	金融・経済
すず き しん や 鈴 木 慎 也	福岡大学 工学部 教授	廃棄物工学
なか やま ひろ ふみ 中 山 裕 文	九州大学大学院 工学研究院 教授	廃棄物工学
ひさ だめ ゆり こ 久 留 百 合 子	リエゾンオフィス 代表 (消費生活アドバイザー)	企業経営

※敬称略、五十音順

プラスチック資源の再商品化業務委託 事業者公募要項

令和6年3月
福岡市環境局
循環型社会推進部計画課

－目次－

1 公募の趣旨	1
2 事業概要	1
3 応募事業者の資格	2
4 グループでの参加	3
5 応募等手続き	3
6 審査の実施	6
7 事業者選定後の手続き	6
8 その他の留意事項	6
9 添付資料	7
10 問い合わせ先	7

1 公募の趣旨

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等への対応を契機として、プラスチックの資源循環を推進する重要性が高まっており、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

福岡市では、ペットボトルを除くプラスチック使用製品廃棄物を燃えるごみとして収集しており、令和4年度の推計では約5万トン焼却処理しています。このプラスチック使用製品廃棄物を資源化することで、温室効果ガス排出量の削減やごみ減量を図り、環境負荷の低減に取り組むたいと考え、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルの推進に向けた課題を検証するため、令和4年度からプラスチック製品の回収モデル事業等を実施するとともに、分別収集後のリサイクル体制の確立に向け、サウンディング型市場調査を行うなど、検討を進めてきました。

検討の結果、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルに取り組むこととなったことから、分別収集後のリサイクル体制を確立するため、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を行う事業者を募集します。

2 事業概要

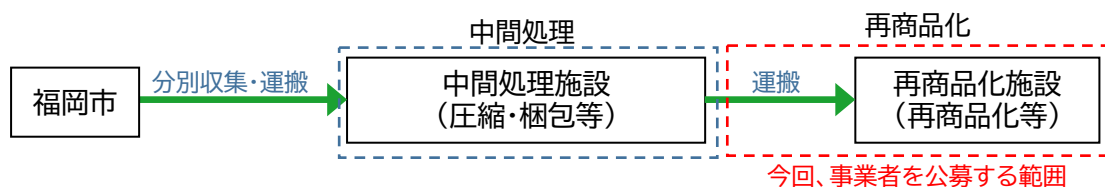
(1)事業名 プラスチック資源の再商品化業務委託

(2)内容

福岡市が収集後、中間処理施設で圧縮・梱包されたプラスチック使用製品廃棄物を、当該中間処理施設から運搬し、提案者が保有する再商品化施設において再商品化等を行うものです。

再商品化にあたっては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「法」という。)に基づき、自治体のリサイクル手法を選択でき、一連の処理工程の合理化を図ることができる利点があることから、再商品化事業者と連携して国から再商品化計画の認定を受ける手法(以下、「認定ルート」という。)を活用します。

なお、中間処理業務については、再商品化処理事業者を選定後、中間処理に係る条件等を整理した上で事業者を公募する予定です。



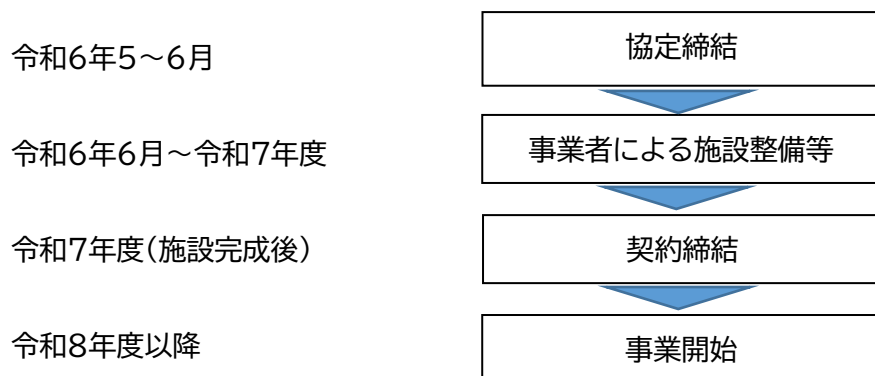
(3)履行期間 契約締結日から3年間

(4)スケジュール(予定)

公募要項等の公表	令和6年3月 29 日(金)
質問書及び参加意向申請書の送付期限	令和6年4月8日(月)
質問への回答の公表	令和6年4月 15 日(月)
公募参加申込期限	令和6年4月 22 日(月)

提案書の提出期限	令和6年5月2日(木)
審査	令和6年5月
選定結果通知	令和6年5月末
協定締結	令和6年6月

【事業開始までの流れ】



3 応募事業者の資格

本公募に応募できる事業者(以下、「応募事業者」という。)は、次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2)公募要項等公表日から優先交渉権者選定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (3)公募要項等公表日から優先交渉権者選定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (4)最近2年間、本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- (5)最近2年間、本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- (6)会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法(平成16年法律第75号。)第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例(平成22年条例第30号。以下同じ。)第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8)本業務と同類又は類似の業務を実施した、もしくは実施している実績を有すること。(行政・民間いずれも可)

※ なお、優先交渉権者に選定された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 グループでの参加

複数の事業者が共同で提案する場合は、応募時に代表団体を定めてください。その他条件は以下のとおりです。

(1)各構成員が参加資格を満たしていること。

※3(8)の参加資格については構成員のいずれかが満たしていれば可

(2)各構成員は、本提案に関する2以上の グループの構成員になることはできない。

(3)応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認められない。

5 応募等手続き

(1)参加意向申請書の受付

本公募に参加の意向がある場合は、以下のとおりご提出ください。

①提出書類

任意の様式

②提出期間

令和6年3月29日(金)から令和6年4月8日(月)まで

③提出先

「10 問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。

(2)質問の受付・回答

本公募に質問がある場合は、以下のとおりご提出ください。

①提出書類

様式1「質問書」又は任意の様式

②提出期間

令和6年3月29日(金)から令和6年4月8日(月)まで

③提出先

「10 問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。

④回答

回答は、令和6年4月15日(月)に福岡市ホームページにて公表します。

(3)公募への参加申し込み

以下のとおりお申し込みください。

①申込書類(各1部)

番号	申込書及び添付書類	備考
1	参加申込書	様式2
2	会社等概要書	パンフレット等
3	履歴事項全部証明書	提出日前3か月以内に発行された原本
4	市町村税を滞納していない ことの証明書	同上
5	消費税及び地方消費税 納税証明書	同上。「納税証明書(その3)」を選択
6	同類又は類似業務の実績表	契約書等
7	委任状	様式3—1(※1)
8	誓約書	様式3—2
9	役員名簿	様式3—3(※2)
10	直近2年分の財務諸表の写し	(※3)

※1 本公募に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第3—1により委任状を作成して提出すること。

※2 本様式は福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

※3 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

②提出期間

令和6年3月29日(金)から令和6年4月22日(月)まで

※郵送の場合は書留にて必着

※持参の場合の受付時間は平日9時30分～17時

③提出先

「10 問い合わせ先」へ郵送又は持参してください。

(4)提案書の提出

以下のとおりご提出ください。

①提出書類(正本1部、電子データ)

ア 提案書

任意の様式にてご提出ください。

※正本には事業者名を記載してください。

※電子データは、全体にわたって応募事業者名が分からないようにしてください。

※電子データのファイル形式はPDFと元データ(Microsoft Word または Microsoft PowerPoint形式に限る)の両方を、それぞれ10MB以内として提出してください。

※「仕様書(案)」「(資料1)」の内容を十分に踏まえた上で、評価基準(資料2)を参考に、評価内容毎に提案書を作成してください。

※認定ルートを活用することから、法に基づいた認定基準を踏まえ、提案書を作成してください。

※専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確なものとしてください。

※補足資料も含めて30 ページ以内(表紙、目次、を除く。)、原則A4縦書きとし(補足資料等については、A3横書きも可)、一式資料は左綴じとしてください。フォントは自由ですが、文字サイズは、図表中の文字を除き、11 ポイント以上としてください。

※表紙の次のページは目次とし、表紙及び目次を除き、ページ番号を一連で付してください。

※実施内容、実施体制(本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図)、スケジュール等を記載してください。

イ 見積書

※枚数制限なし、A4サイズとしてください(様式自由)。

※経費の内訳については、工程毎に、できる限り詳細に分けて記載してください。

※認定ルートを活用することから、法に基づいた認定基準を踏まえ、見積書を作成してください。

②提出期間

令和6年3月29日(金)から令和6年5月2日(木)まで

※郵送の場合は書留にて必着

※持参の場合の受付時間は平日9時30分～17時

③提出先

「10 問い合わせ先」へ郵送又は持参してください。

④その他

ア 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。

イ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

ウ 提出期限までに提出がなかった場合は、公募への参加を辞退したものとみなします。

エ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。

オ 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

(5) 提出書類の取扱い

- ① 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- ② 提出書類は契約に至った場合に使用するほか、審査以外の目的で応募事業者が無断で使用することはありませんが、福岡市情報公開条例に基づく公文書として取り扱うものとします。
- ③ 提出書類は、審査の事務に必要な場合複製することがあります。
- ④ 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

(6) 応募の辞退

応募事業者が優先交渉権者決定前に応募を辞退しようとするときは、書面により辞退の旨を届け出るものとします。

(7) 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とすることがあります。

6 審査の実施

(1) 審査方法

市が設置する「プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会」(以下、「委員会」という。)で提案の内容を審査し、最も優秀な事業者を選定します。

※応募事業者が1者のみの場合でも審査を実施します。

※提案内容の確認のため、提案者に対し、事前確認の連絡をする場合があります。

(2) 選定結果通知

令和6年5月末

(3) 審査内容

委員会において、「評価基準」(資料2)に基づき総合的に審査し、最も優秀と認められる事業者を選定します。

7 事業者選定後の手続き

(1) 6の審査により選定された事業者と福岡市は協定に関する協議を行い、速やかに協定を締結します。

(2) 事業者は提案内容に基づき、事業用地の確保や処理施設設置に関する諸手続き、施設整備等を実施し、事業に必要な体制を整えます。

(3) 事業を実施する体制が整い次第、事業者と福岡市は契約に関する協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議

を行います。

8 その他の留意事項

- (1)提案にかかる費用は、応募事業者が負担するものとします。
- (2)審査結果に関する質問には回答しません。
- (3)この資料を、他の目的のために使用することは禁止します
- (4)委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、優先交渉権者との協議のうえ変更することがあります。

9 添付資料

(1)資料

- ・資料1 委託仕様書(案)
- ・資料2 評価基準

(2)様式

- ・様式1 質問書
- ・様式2 参加申込書
- ・様式3-1 委任状
- ・様式3-2 誓約書
- ・様式3-3 役員名簿

10 問い合わせ先

福岡市環境局循環型社会推進部計画課施設係 塩澤、柴本
住所:〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
電話:092-711-4308
E-mail:keikaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

プラスチック資源の再商品化業務委託 評価基準

令和6年3月
福岡市環境局
循環型社会推進部計画課

1 本書の位置づけ

本評価基準は、福岡市(以下「市」という。)が「プラスチック資源の再商品化業務委託」(以下、「本業務」という。)を実施する事業者を選定するにあたり、「プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会」(以下、「委員会」という。)において、応募事業者の提案を評価するための基準を示すものです。また、本書で使用する用語の定義は、公募要項等において使用される用語と同一のものです。

2 評価方法

市が参加資格及び提案に関する条件等の審査を行い、通過した提案について委員会において提案内容を評価します。

技術評価点は135点、価格評価点は65点、合計200点満点とします。各配点は「3 評価項目」のとおりです。

なお、委員会が審査のために必要があると認める場合は、応募事業者に対し追加資料を求める場合があります。また、技術評価においては、委員会が応募事業者に対して、必要に応じヒアリング(質疑応答等)を実施する可能性があります。

ただし、ヒアリングにおいて新たな提案があっても、技術評価の対象とはなりません。

3 評価項目

(1)技術評価 別表のとおり

(2)価格評価

価格評価点は、以下の計算式に基づき提案価格(総額)から算定します。

なお、点数は、小数点第3位以下を四捨五入した値とします。

$\text{価格評価点} = 65 \text{ 点} \times \frac{\text{最低提案価格(総額)}}{\text{提案価格(総額)}}$
--

(3)総合評価点

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

4 優先交渉権者の決定

市は、総合評価点を参考に、優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定します。

5 問い合わせ先

福岡市環境局循環型社会推進部計画課施設係 塩澤、柴本

住所:〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話:092-711-4308

E-mail:keikaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

【別表】

No	評価項目	配点		評価内容	評価の視点	確認方法
1	処理体制構築の確実性	15	15	1-1 関連する業務の実績があるか	○プラスチック使用製品廃棄物の再商品化に関する実績を評価する。 ※年間2,000トン以上の処理実績に限る	契約内容などの実績が分かる資料
2	処理の合理化	30	25	2-1 選別工程などの合理化に努めているか	○再商品化計画の認定申請の手引等を踏まえ、認定基準を満足するよう合理化が図られているか評価する。 ○中間処理から再商品化までの一連の過程が合理的であるか評価する。	合理化により生じる利点等が分かるよう、一連の工程や中間処理側の処理単価(参考値)を示すこと。
			5	2-2 効率的な収集運搬や処理が可能な配置となっているか	○効率的な収集運搬や処理が可能な施設配置となっているか評価する。	履行場所地図
3	安定的な処理	20	10	3-1 販路先を十分に確保しているか	○市況等の変化に対応できるよう、再商品化後の販路先を複数確保しているか評価する。	
			5	3-2 施設の処理能力は十分か	○本業務分として、年末など、処理量の変動に対応できる余力が確保されているか評価する。	業務フロー及び設備図面
			5	3-3 適切な設備機器の導入、配置	○火災等に対する予防設備や対策が整備されているか評価する。	業務フロー及び設備図面
4	リスク管理	15	5	4-1 天災等の不測の事態に備えた体制となっているか	○災害発生時等に緊急の体制が取れ、適切に対応が可能か評価する。	緊急時対応計画、体制表
			5	4-2 機器故障時の復旧体制	○機器故障時に速やかな復旧が可能か評価する。	体制表
			5	4-3 設備機器の二重化、代替施設	○災害等により設備機器が利用できなくなった場合のバックアップ体制が確保されているか評価する。	体制表、施設図面
5	環境負荷の低減	40	30	5-1 資源化率	○引取量から再商品化された量の割合を評価する。(実績がある場合、実績値も記載する) ※燃料利用を目的とする製品以外への再商品化を優先 ○資源化に伴う、エネルギー使用量等を評価する。	資源化率及びエネルギー使用量について内容が分かる資料(LCAの算定根拠など)
			5	5-2 資源化に関する取組み	○資源化率向上や残渣の減量化に関する取組みを評価する。 ORPFにより燃料代替となる販路先の確保等、CO2の削減を踏まえた残渣の活用について評価する。 ○市民にとって分かりやすい製品にリサイクルされているか等、啓発効果が高い取組みを評価する。	業務フロー図
			5	5-3 カーボンニュートラルへの取組み	○本業務における脱炭素の取組みについて評価する。 ○導入(予定)する機器の省エネ性能について評価する。	
6	地域への貢献	15	5	6-1 市内企業の活用・育成	○提案者に福岡市内に本店がある市内企業が含まれているか評価する。 ○市内企業や市内企業の製造した資材等の活用について評価する。	
			5	6-2 地域との連携・SDGsの取組み等	○市内における市民の環境学習の機会の提供等について評価する。 ○市民や企業とのボランティア活動などについて評価する。 ○処理データ提供など、市等の調査・研究への協力について評価する。 ○SDGsの取組みについて評価する。	関連する第三者認証の取得実績等
			5	6-3 障がい者従業員の雇用等	○市内において本業務に従事する障がい者従業員数等について評価する。	
計		135				

プラスチック資源の再商品化等業務 委託仕様書(案)

1 委託業務名 プラスチック資源の再商品化等業務委託

2 履行期間 契約締結日から3年間

3 委託業務の目的

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、市が市内の家庭から収集するプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施し、もって、プラスチック資源の循環及び温室効果ガス排出量の削減、ごみ減量による環境負荷の低減を図るもの。

4 委託業務の内容

市が収集し、福岡市内の中間処理施設において圧縮・梱包されたプラスチック使用製品廃棄物のバール(以下「バール」という。)を、中間処理施設から受託者の保有する再商品化施設へ運搬の上、国から認定を受けた再商品化計画に基づき再商品化を行うもの。

ただし、福岡市内の施設において再商品化処理を行う場合は、市が市内の家庭からプラスチック使用製品廃棄物を収集した車両の直接搬入による受け入れも可能とする。

(1) 再商品化計画作成に係る支援等

令和8年度以降からの事業開始に向けて、市が再商品化計画を作成する際は、市の求めに対して、資料等を作成及び提出するほか、必要に応じて、市が別に委託する中間処理事業者などの関係者と協力し、計画作成の支援を行うこと。

なお、再商品化計画作成に関する詳細については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き(環境省)」を参照すること。

(2) バールの引取運搬

市が指定する市内に設置予定の中間処理施設から、プラスチック使用製品廃棄物のバールを受託者の再商品化施設へ運搬すること。

ただし、福岡市内の施設において(4)の再商品化処理を行う場合は、市がプラスチック使用製品廃棄物を収集する車両の直接搬入による受け入れも可能とする。

なお、収集計画については下記のとおりとする。

収集計画

	戸別収集	拠点回収
回収するプラスチック	容器包装プラスチック 製品プラスチック	製品プラスチック
回収方法	夜間戸別収集	市内9か所の資源物回収拠点
年間収集見込量	25,000トン/年 (内訳) 容器包装プラスチック 23,000トン 製品プラスチック 2,000トン	10トン/年 (※左記2,000トンの内数)
搬入日数 (市内の再商品化施設 に直接搬入する場合)	週6回程度	週3回程度

※上記数量は見込みであり、実際の搬入量を保証するものではない。

※上記数量と処理実績量の差が大きく、操業に影響が生じる場合等は、両者協議のうえ、対応を定めるものとする。

ア バールの規格等

① 規格

寸法[mm]	重量[kg]	結束材
600×400×300	18～25	PP、PETバンド又はフィルム併用
600×400×600	36～50	同上
1000×1000×1000	250～350	同上

② バールの不適物の混入割合

バールに含まれる不適物の混入見込み割合については、下記のとおりとする。

項目	内訳
容器包装プラスチック・製品プラスチック	90%
不適物	10%
汚れの付着したプラスチック	7%
金属等の付着割合が多いプラスチック	1%以下
ペットボトル	1%以下
びん、缶、紙	1%以下
その他	1%以下

計	100%
---	------

※上記割合は見込みであり、実際の混入割合を保証するものではない。

イ 運搬日及び時間

運搬日は1月1日から1月3日の間及び日曜日を除く毎日とする。

また、中間施設からの搬出は、午前8時30分から午後5時頃までの間に行うものとする。

ウ その他、運搬に関し必要な事項については、市及び市が別途契約する中間処理事業者と協議のうえ、決定する。

(3) プラスチック使用製品廃棄物の再商品化

- ① 搬入したバールの重量を計測し、記録すること。
- ② 国から認定を受けた再商品化計画に基づき再商品化処理を行うこと。
- ③ 再商品化処理の過程で発生した不適物は、重量を選別した品目毎に計測し、記録すること。
- ④ 不適物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、適切に処理すること。
- ⑤ 認定計画ルートによる処理の内容に変更がある場合は、やむを得ない場合を除き、事前に市に協議し、判断を仰ぐこと。
- ⑥ その他、認定計画に基づく履行状況等について必要な確認及び報告等を行うこと。

(4) バールの搬入試験等への協力

市が業務開始までの間に、施設への搬入試験やプラスチック使用製品廃棄物の選別試験などの実施を必要と判断した場合は、やむを得ない場合を除いて協力すること。

5 履行場所・履行体制及び要件

(1) 履行場所

- ① 受注者が所有する再商品化施設については、下記の要件を満たすこと。
 - ア プラスチック資源循環促進法で定める施設の基準(法第33条第3項第3号及び法施行規則第6条)を満たしており、かつ、欠格要件(法第33条4項)に該当しないこと。
 - イ 再商品化処理の開始時点において、一般廃棄物処理施設設置許可(選別等)を取得している施設に限る。
- ② その他、市が指定する場所

(2) 履行体制及び要件

- ① プラスチック使用製品廃棄物の再商品化にあたっては、燃料利用を目的とする製品以

外への再商品化を優先すること。

② 異常やトラブル発生時にも、可能な限り、連続操業が維持できること。

③ 危険物等の混入について、対策を講じていること。

6 完了報告書等の提出

業務の完了について、市の指示する様式で作成し、1月単位ですみやかに報告すること。

(1) 業務実績報告書

(2) 再商品化量、不適物量等明細

(3) その他、市への報告業務等

再商品化したものが適切にリサイクルされたかを確認し、定期的に報告すること。

7 緊急連絡体制

緊急連絡体制を構築し、緊急連絡先を市と共有すること。

8 その他

(1) 市が関係する視察及び検査等には、できる限り協力すること。

(2) 必要に応じて、市が別途契約する中間処理事業者等と協力し、円滑に本委託業務を実施すること。

(3) その他、本仕様書に定めのない事項については、市と受注者とが協議し決定すること。

9 秘密の保持

本委託業務の実施により知り得た秘密事項等について、秘密を厳守すること。また、本委託業務終了後も同様とする。